文化研修センター

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

区分	現行　（区分料金）		新 使 用 料　（区分料金）				
	時間区分	使用料	時間区分	1時間当たり	時間区分	区分使用料	使用料計算式
研修室1A	午前9時～正午	1,650	午前9時～午後5時 A	550	午前9時～正午	1,650	A×3
	正午～午後5時	2,200			午後1時～午後5時	2,200	A×4
	午後5時～午後10時	2,750	午後5時～午後10時 B	825	午後6時～午後10時	3,300	B×4
					(終日)午前9時～午後10時	8,525	A×8+B×5
研修室1B	午前9時～正午	1,430	午前9時～午後5時 C	480	午前9時～正午	1,440	C×3
	正午～午後5時	1,980			午後1時～午後5時	1,920	C×4
	午後5時～午後10時	2,530	午後5時～午後10時 D	720	午後6時～午後10時	2,880	D×4
					(終日)午前9時～午後10時	7,440	C×8+D×5
研修室2	午前9時～正午	1,430	午前9時～午後5時 E	500	午前9時～正午	1,500	E×3
	正午～午後5時	1,980			午後1時～午後5時	2,000	E×4
	午後5時～午後10時	2,530	午後5時～午後10時 F	750	午後6時～午後10時	3,000	F×4
					(終日)午前9時～午後10時	7,750	E×8+F×5
研修室3	午前9時～正午	1,430	午前9時～午後5時 G	420	午前9時～正午	1,260	G×3
	正午～午後5時	1,980			午後1時～午後5時	1,680	G×4
	午後5時～午後10時	2,530	午後5時～午後10時 H	630	午後6時～午後10時	2,520	H×4
					(終日)午前9時～午後10時	6,510	G×8+H×5
研修室4	午前9時～正午	1,430	午前9時～午後5時 I	400	午前9時～正午	1,200	I×3
	正午～午後5時	1,980			午後1時～午後5時	1,600	I×4
	午後5時～午後10時	2,530	午後5時～午後10時 J	600	午後6時～午後10時	2,400	J×4
					(終日)午前9時～午後10時	6,200	I×8+J×5
研修室5	午前9時～正午	1,650	午前9時～午後5時 K	460	午前9時～正午	1,380	K×3
	正午～午後5時	2,200			午後1時～午後5時	1,840	K×4
	午後5時～午後10時	2,750	午後5時～午後10時 L	690	午後6時～午後10時	2,760	L×4
					(終日)午前9時～午後10時	7,130	K×8+L×5
多目的室	午前9時～正午	6,600	午前9時～午後5時 M	2,300	午前9時～正午	6,900	M×3
	正午～午後5時	8,800			午後1時～午後5時	9,200	M×4
	午後5時～午後10時	11,000	午後5時～午後10時 N	3,450	午後6時～午後10時	13,800	N×4
					(終日)午前9時～午後10時	35,650	M×8+N×5
多目的室（準備に利用）	午前9時～正午	3,300	午前9時～午後5時 O=(M×0.5)	1,150	午前9時～正午	3,450	O×3
	正午～午後5時	4,400			午後1時～午後5時	4,600	O×4
	午後5時～午後10時	5,500	午後5時～午後10時 P=(N×0.5)	1,725	午後6時～午後10時	6,900	P×4
					(終日)午前9時～午後10時	17,825	O×8+P×5
ロビー			午前9時～午後5時 Q	460	午前9時～正午	1,380	Q×3
					午後1時～午後5時	1,840	Q×4
			午後5時～午後10時 R	690	午後6時～午後10時	2,760	R×4
					(終日)午前9時～午後10時	7,130	Q×8+R×5

＊1「市内」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.2**」。
＊2「市外」の団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.5**」。
＊3「市外」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.2 × 1.5**」。
＊4「入場料徴収」「宗教」「政治」の団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 2.0**」。
＊5「入場料徴収」「宗教」「政治」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 ×1.2 × 2.0**」。
＊6「営業の宣伝」で利用する団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 4.0**」。
＊7「営業の宣伝」で利用する団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 ×1.2 × 4.0**」。
＊ 「**冷暖房を使用**」する場合は、「**上記＊1～7の使用料 × 1.5**」。
＊ 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。
＊ 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。
＊ 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)、午後5時～午後6時(使用料は午後6時～午後10時当たりの金額)の利用も可能。